

防火管理者の選任が必要な防火対象物（建物）と資格について

・防火管理者の選任が必要な建物

消防法では、以下の〈防火管理者の選任が必要な防火対象物（建物）〉に該当する防火対象物（建物）の管理権原者（建物のオーナーや事業所の社長、テナント店舗の店長等、所有者・管理者・占有者）は、防火管理者を選任し、火災の予防、火災発生時の被害の軽減対策等についてまとめた消防計画を作成させるとともに防火管理者を選任したことを遅滞なく消防機関に届け出なければならないと定められています。

また、防火管理者を選任後も管理権原者は防火管理者が適切に業務を遂行しているかを監督する責任があります。

もしも火災が発生し、防火管理者が不適切な対応をしていたことに起因して被害が拡大した場合、防火管理者のみならず管理権原者も罰せられる場合があります。

〈防火管理者が必要な防火対象物（建物）〉

①	火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設等（消防法施行令別表第一（6）項口に掲げる防火対象物の用途）を含む防火対象物のうち、防火対象物全体の収容人員が10人以上のもの
②	劇場・飲食店・店舗・ホテル・病院など不特定多数の人が出入りする用途（特定用途）がある防火対象物を「特定用途防火対象物」といい、そのうち、防火対象物全体の収容人員が30人以上のもの（前①を除く。）
③	共同住宅・学校・工場・倉庫・事務所などの用途（非特定用途）のみがある防火対象物を「非特定用途防火対象物」といい、そのうち、防火対象物全体の収容人員が50人以上のもの
④	新築工事中の建築物で収容人員が50人以上のものうち、総務省令で定めるもの
⑤	建造中の旅客船で収容人員が50人以上のものうち、総務省令で定めるもの

次ページに続きます。

・防火管理者の資格

防火対象物（建物）は、用途や規模に応じて甲種防火対象物と乙種防火対象物に分けられ、選任できる防火管理者の資格も、甲種と乙種の2種類があります。

〈防火対象物（建物）の区分と建物の防火管理者の資格区分〉

用途	特定用途防火対象物				非特定用途防火対象物	
	(6) 項口の施設が入っている防火対象物	左記以外の防火対象物				
防火対象物全体の収容人員と延べ面積	10人以上	30人以上		50人以上		
	すべて	300㎡以上	300㎡未満	500㎡以上	500㎡未満	
防火対象物区分	甲種防火対象物	甲種防火対象物	乙種防火対象物	甲種防火対象物	乙種防火対象物	
資格区分	甲種防火管理者	甲種防火管理者	甲種又は乙種防火管理者	甲種防火管理者	甲種又は乙種防火管理者	

〈テナントの防火管理者の資格区分〉

区分	甲種防火対象物のテナント						乙種防火対象物のテナント
テナント部分の用途	特定用途				非特定用途		すべて
	(6) 項口		左記以外				
テナント部分の収容人員	10人以上	10人未満	30人以上	30人未満	50人以上	50人未満	すべて
資格区分	甲種防火管理者	甲種又は乙種防火管理者	甲種防火管理者	甲種又は乙種防火管理者	甲種防火管理者	甲種又は乙種防火管理者	甲種又は乙種防火管理者

※収容人員の算定方法は、消防法（消防法施行規則第1条の3）で用途ごとに定められています。

防火管理者は、防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にある者で、防火管理に関する知識及び技能の専門家としての資格を有していることが必要です。

その資格は、**防火管理講習修了者**又は防火管理者として必要な学識経験を有すると認められる者（安全管理者、防火対象物点検資格者、危険物保安監督者、1級建築士などで、一定の条件を満たす者）であることが必要です。

ご不明な点等は管轄の消防署にご相談ください。